

# 帯広市総合体育館ネーミングライツ募集要項

帯広市では、現在建設中の「帯広市総合体育館」（令和2年2月29日供用開始予定）について、施設の安定的な維持管理・運営により、質の高い市民サービスの提供に寄与し、スポーツの普及振興を図ること等を目的にネーミングライツ（施設命名権）を取得するスポンサー（以下「ネーミングライツ・スポンサー」という。）を募集します。

## 1 対象施設及び施設概要

対象施設	帯広市総合体育館
所在地	北海道帯広市大通北1丁目1番地
施設概要	別添「帯広市総合体育館 施設概要」のとおり

## 2 応募資格

ネーミングライツ・スポンサーの対象となる事業者は、市営スポーツ施設にふさわしい事業者とし、帯広市広告掲載基準第4条に掲げる業種又は事業者を除きます。

## 3 ネーミングライツの留意事項

帯広市総合体育館の愛称及び略称（以下「愛称等」という。）として、企業名又は商品・ブランド名などの名称を付与することができます。ただし、次の事項に留意してください。

### (1) 愛称等に関する条件

- ア 愛称に「帯広」又は「十勝」（漢字、平仮名等は問わない）を含めること。
- イ 愛称等は、公の施設の愛称等としてふさわしいものとし、施設の設置目的がイメージできるものとしてください。
- ウ 親しみやすさや呼びやすさなど、市民及び施設利用者の理解が得られる愛称等としてください。
- エ 次のいずれかに該当するものは、愛称等として使用できません。
  - ① 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
  - ② 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
  - ③ 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
  - ④ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
  - ⑤ その他、帯広市総合体育館の愛称等として表示することが適当でないと市長が認めるもの

## (2) 愛称等の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称等の変更はできないものとします。

## (3) その他

ア 帯広市体育施設条例（昭和 59 年条例第 10 号）に規定する正式名称「帯広市総合体育館」を変更するものではありません。

イ 国際的な大会などの開催時は、愛称等の使用（表示）が制限される場合があります。

## 4 契約条件

項目	内容	備考
希望ネーミングライツ料 (契約金額)	年額 500 万円（税抜） 以上	・契約初年度は、月割り計算とします。 ・希望ネーミングライツ料未満の額の応募も可能とします。
希望契約期間	5 年間以上	・契約期間終了後の契約継続については、優先交渉権があります。 ・希望契約期間に満たない期間の応募も可能とします。
愛称等使用開始時期	令和 2 年 1 月 1 日	令和 2 年 2 月 29 日供用開始予定

## 5 ネーミングライツに付帯する権利

- (1) 帯広市及び指定管理者が作成する施設案内パンフレットなどの広報印刷物や市ホームページについては、愛称等を積極的に使用するものとします。
- (2) 建物の外壁面に愛称等を冠した館名看板を設置できます。（別添「帯広市総合体育館 施設概要」P 2～3 参照）
- (3) 愛称等を冠したロードサイド・サイン看板を設置できます。（別添「帯広市総合体育館 施設概要」P 4 参照）
- (4) 施設を無償利用することができます。（年 2 日以内）
- (5) 愛称等と施設写真をネーミングライツ・スポンサーの広報及び広告並びに販売促進などで使用できます。
- (6) その他、希望する事項があれば協議に応じます。

## 6 費用の負担

ネーミングライツ料以外の費用負担については、次表のとおりです。

区分	ネーミングライツ・ スポンサー	市
館名看板等の製作・設置・変更（※1）	△	△
館名看板等のデザイン料	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
市及び指定管理者作成のパンフレット等の印刷物、 市ホームページの表示（※2）		○

※1 館名看板等の製作と設置に係る初回費用については、別添「帯広市総合体育館 施設概要」P2～4の範囲内で市が負担します。ただし、市と別途協議の上、ネーミングライツ・スポンサーが費用を上乗せし、希望する館名看板等を製作・設置することができます。

※2 ネーミングライツ契約後、新たに制作するものに限りません。

## 7 応募方法

### (1) 募集期間

令和元年6月3日（月曜日）から同年7月8日（月曜日）まで

受付時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

### (2) 応募方法

募集期間内に(3)の申込書類を持参又は郵送により提出してください。

※申込書類の提出先は「10 問合せ先・申込書類の提出先」のとおりです。

※郵送の場合は、募集期間の最終日の午後5時までに必着とします。

### (3) 申込書類及び提出部数

番号	申込書類	提出部数		留意事項
		正本	副本 (コピー可)	
①	帯広市総合体育館 ネーミングライツ申込書	1部	7部	様式1
②	暴力団排除に係る誓約書	1部	1部	様式2
③	会社概要書	1部	7部	パンフレット等の使用も可
④	決算報告書	1部	7部	貸借対照表、損益計算書（直近3期分）
⑤	商業登記簿謄本 (現在事項証明書)	1部	1部	原本又は写し（提出日において発行日より3か月以内のもの）
⑥	印鑑証明書	1部	1部	原本又は写し（提出日において発行日より3か月以内のもの）

⑦	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書	1部	1部	(その3の3)
⑧	市区町村税を滞納していないことの証明	1部	1部	ア 帯広市内に本店又は支店・営業所等を有する者 …帯広市発行の納税証明書のうち、「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」 イ ア以外の者 …登録する本店・支店・営業所の所在地市区町村発行の証明書で、直近1年分の市区町村税の滞納がないことが確認できるもの

#### (4) 質問の受付及び回答

##### ア 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和元年6月3日（月曜日）から6月7日（金曜日）まで
- ② 受付方法 質問書（様式任意）に要旨を簡潔にまとめ、「10 問合せ先・申込書類の提出先」に持参、郵送、FAX 又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

##### イ 回答

質問の要旨及び回答は、令和元年6月14日（金曜日）までに、市ホームページ内に掲載します。

#### (5) 注意事項

- ア 申込書の再提出及び修正はできません。
- イ 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とします。
- ウ 申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- エ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- オ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- カ 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。
- キ 応募の内容や選考の結果等については、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号）の定めるところにより、公開されることがあります。
- ク ネーミングライツ・スポンサーの事情・瑕疵により、当該施設の愛称等の維持が困難な場合や、虚偽の申請があった場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・スポンサーの負担とします。
- ケ 市や施設のイメージが損なわれる恐れがあるなど、ネーミングライツ・スポンサーとすることが適当でないと思われる場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・スポンサーの負担とします。

## 8 審査方法等

### (1) 審査委員会の設置

市が別途設置する「帯広市総合体育館ネーミングライツ審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、応募者から提出された申込書類の審査・評価等を実施します。

なお、応募が1社のみであった場合も、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいか審査委員会において審査を実施します。

### (2) 審査基準

審査項目	審査の主な視点	配点
ネーミングライツ料	配点 × $\frac{\text{当該応募者の提案金額（年額）}}{\text{応募者のうち最も高い提案金額（年額）}}$	40点
契約期間	配点 × $\frac{\text{当該応募者の提案期間}}{\text{応募者のうち最も長い提案期間}}$	10点
愛称名	・親しみやすさ、呼びやすさ ・施設の設置目的やイメージとの整合性	20点
応募企業	・応募者の経営理念・事業内容 ・財務状況から見た経営の安定性 等	10点
地域貢献	・地域貢献等の活動実績及び今後の計画 ・応募者の提案内容 等	20点
合 計		100点

※審査項目（愛称名、応募企業、地域貢献）のうち、配点の2割に満たない項目がある場合は、失格とします。

### (3) 優先交渉権者の決定

応募者から提出された申込書類を審査委員会が審査し、順位付けした結果を踏まえ、最終的に市において優先交渉権者を決定します。

### (4) 審査結果の公表

優先交渉権者の決定後、審査結果を速やかに市ホームページ等で公表します。なお、審査結果に関する電話等による問合せには応じられません。

## 9 優先交渉権者との協議

優先交渉権者の決定後、「5 ネーミングライツに付帯する権利」及び契約に係る必要事項等について協議を行います。

協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行います。

## 10 問合せ先・申込書類の提出先

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市教育委員会 生涯学習部スポーツ振興室

TEL：0155-65-4210 FAX：0155-23-6142

E-mail：sports@city.obihiro.hokkaido.jp

## 11 参考資料

- (1) 帯広市総合体育館 施設概要
- (2) 様式1 「帯広市総合体育館ネーミングライツ申込書」
- (3) 様式2 「暴力団排除に係る誓約書」
- (4) 帯広市広告掲載要綱
- (5) 帯広市広告掲載基準